

平成26年10月10日（金）

於・特許庁庁舎 16階 特別会議室

## 産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会

### 第1回意匠審査基準ワーキンググループ議事録

特 許 庁

## 目 次

開 会 .....	1
座長挨拶 .....	1
委員の紹介 .....	2
特許技監挨拶 .....	3
会議の公開について .....	5
今後の検討事項と進め方について .....	6
ハーグ協定のジュネーブ改正協定に対応した意匠審査基準の改訂について .....	7
閉 会 .....	31

## 開 会

○木本意匠審査基準室長 皆様、おはようございます。定刻前でございますが、皆様おそろいでございますので始めさせていただきます。

ただいまから、産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会第1回意匠審査基準ワーキンググループを開催いたします。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。私は事務局を務めております特許庁意匠課意匠審査基準室の木本でございます。どうぞよろしく願いいたします。

まず、議事に先立ちまして御報告事項がございます。昨年の7月1日に行われました産業構造審議会の組織再編によりまして、産業構造審議会の下部組織が、「知的財産政策部会」から現在の「知的財産分科会」に名称変更されております。それに伴いまして、その下部組織としての意匠制度小委員会及び意匠審査基準ワーキンググループが再度設置されることとなりました。したがって、今回は第1回の意匠審査基準ワーキンググループ会合となります。

ワーキンググループの座長につきましては、産業構造審議会の運営規程により、小委員会の委員長が指名する者とされております。この規程に基づきまして、意匠制度小委員会の大淵哲也委員長から、大阪大学大学院高等司法研究科法務専攻教授の茶園成樹委員を座長として御指名いただいております。茶園委員御本人にも御内諾をいただいておりますので、茶園委員に座長をお願いしたいと思います。

## 座 長 挨 拶

○木本意匠審査基準室長 それでは、茶園座長から一言御挨拶をお願いいたします。

○茶園座長 私、今御紹介いただきました大阪大学の茶園成樹と申します。意匠制度小委員会の大淵委員長から御指名ということですので、座長を務めさせていただきます。

このワーキンググループは、意匠審査基準を御検討いただくわけですが、最近は

よく意匠制度について、ユーザーフレンドリーということが非常に強調されます。このユーザーの観点から見ても、よりよい意匠制度を構築するためには、恐らく意匠法自体をどうするかというのが第一義的には重要だと思います。意匠審査基準は、意匠法によってつくられた枠組みを具体化するものと位置づけることができるものだと思いますけれども、実際に意匠制度がうまく機能するためには、意匠法によってつくられた枠組みを具体化して、実務に直接関係する意匠審査基準が極めて重要であって、その重要度は実務という面からすると、意匠法に勝るとも劣らないものであると思っております。皆様におかれましては、よりよい意匠制度を構築するために活発な議論をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○木本意匠審査基準室長 ありがとうございます。

以降の議事進行を、茶園座長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

#### 委員の紹介

○茶園座長 それでは、本日は第1回会合ですので、事務局から委員の皆様の御紹介をお願いいたします。

○木本意匠審査基準室長 お手元の座席表、委員名簿をお配りしておりますので、そちらを御覧ください。それでは、委員の皆様を50音順にて御紹介させていただきます。

コンピュータソフトウェア協会 株式会社ワコム知的財産部ジェネラルマネージャー・井手雄一委員。

日本自動車工業会知的財産専門部会意匠分科会委員 トヨタ自動車株式会社知的財産部第1知財推進室第4知財グループ主任・伊藤真輝委員。

ビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所弁護士・古城春実委員。

組込みシステム技術協会 株式会社ユビキタス代表取締役社長・佐野勝大委員。

日本デザイン保護協会専務理事・関口剛委員。

情報サービス産業協会ビジネス基盤強化委員会知財・法務部会委員 株式会社野村総合研究所クラウドサービス事業本部業務管理室上級専門スタッフ・永田義人委員。

電子情報技術産業協会デザインの法的保護タスクフォース委員 富士通株式会社法務・コンプライアンス・知的財産本部知的財産・スタンダード戦略統括部マネージャー・中原香通子委員。

コンピュータエンターテインメント協会 株式会社バンダイナムコゲームス事業推進本部知的財産部ゼネラルマネージャー・並木克智委員。

日本知的財産協会意匠委員会委員長 キヤノン株式会社知的財産法務本部知的財産渉外センター商標・意匠課・林真紀委員。

日本弁理士会意匠委員会委員 TMI 総合法律事務所弁理士・林美和委員。

ゼブラ株式会社常務取締役CSR推進本部長・増田勝弘委員。

以上でございます。

なお、本日は林千晶委員が所用のために御欠席でございます。

○茶園座長 ありがとうございます。

#### 特許技監挨拶

○茶園座長 それでは、特許庁を代表して、木原特許技監から一言御挨拶をお願いいたします。

○木原特許技監 皆様、おはようございます。特許技監の木原でございます。

本日は、茶園座長を初めとして委員の皆様方におかれましては、非常に御多忙の中、御出席いただきましてまことにありがとうございます。先ほど事務局から説明いたしましたように、産業構造審議会の組織見直しということで、本日はこの意匠審査基準ワーキンググループの初回ということでございますので、私のほうから一言挨拶を申し上げたいと思います。

今般のワーキンググループにおきましては、本年1月に取りまとめられまして、翌2月に知的財産分科会において了承いただきました、意匠制度小委員会の報告書を受けまして、その報告書の中で、引き続き意匠審査基準ワーキンググループにおいて検討するとされております2つの点、すなわち、ハーグ協定ジュネーブ改正協定への加入に向けた意匠審査基準等の運用整備という点と、画像デザインの登録要件に関する意匠審査基準の見直しという、大きな2つの課題につきまして、委員の皆様方に御議論をいただくということになっているわけでございます。

ハーグ協定ジュネーブ改正協定への加入につきましては、多くの産業界の皆様から力強い後押しをいただきまして、これまで意匠制度小委員会におきまして、加入に向けた課題の整理に熱心に取り組んでいただいたわけでございますが、既に御承知のとおり、協定加

入に向けた意匠法の改正法案が、本年4月、国会において可決・成立いたしておりますし、協定への加入につきましても、本年5月、国会において承認がなされたところでございます。特許庁としましては、早ければ来春にも、我が国における協定の発効と国際出願の受け付けを開始することができるよう、鋭意準備を進めているところでございます。

また、ジュネーブ改正協定への加入に先んじまして、先月であります、9月24日には意匠の国際分類を定めるロカルノ協定が我が国においても発効いたしました。これら両協定に基づくグローバルな意匠保護制度の実現が現実のものとなってきているという状況でございます。

ジュネーブ改正協定に基づく国際登録、出願制度の導入に当たりましては、国会からも、運用面を含めた適切な措置を講じるように附帯決議をいただいているわけでございます。これまで法的な枠組みの面で整理していただいた内容を踏まえながら、ハーグ協定ジュネーブ改正協定に基づく国際出願を、実際に我が国における意匠登録出願として審査官が審査し、有効な意匠権として設定していくためのインフラ整備として、意匠審査基準の改訂等にも速やかに取り組んでいくことが不可欠でございまして、このワーキンググループの場で引き続き議論を整理していただきたいと思っております。

さらにもう一つの課題でございます画像デザインの保護につきましても、今般このワーキンググループに関係業界の方々にも多数委員として御参画いただきましたので、まずは現行法下における登録要件と創作非容易性に関する意匠審査基準につきましても、時代に即して画像の意匠をより適切に保護することができる判断指針とするべく、本ワーキンググループで具体的な検討を進めていただきたいと思いますと思っております。

特許庁と致しましても、現在、イメージマッチング技術を利用した登録意匠検索支援システムの構築等の準備を鋭意進めているところでございますので、このワーキンググループでの検討の成果を、意匠制度小委員会におけるクリアランス負担の問題等を含めた包括的な議論につなげ、意匠法の下での画像デザインの適切な保護環境を早急に整備してまいりたいと考えております。

委員の皆様には、クリエイター等の方々を含めた我が国産業界の皆様、独創的かつイノベティブなデザインを通じた競争力を、意匠権による保護を介してグローバルに発揮していただくために、是非とも忌憚のない御議論をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○茶園座長 ありがとうございます。

それでは、次に、事務局から配布資料の確認をお願いいたします。

○木本意匠審査基準室長 それでは配布資料の確認をさせていただきます。

本日の配布資料は、座席表、議事次第・配布資料一覧、委員名簿のほか、資料1「会議の公開について（案）」、資料2「今後の検討事項と進め方について（案）」、資料3「ジュネーブ改正協定に対応した意匠審査基準等の検討の論点（案）」、資料4「意匠審査基準等の検討の論点とその対応方針（案）」、資料5「改訂意匠審査基準（第11部第1章及び第2章）（案）」、参考資料1として「現行意匠審査基準（抜粋）」、なお、お手元に全体版も御用意させていただいております。参考資料2「改正意匠法等（抜粋）」、参考資料3「ジュネーブ改正協定及び関連規則類対訳（抜粋）」、参考資料4「ジュネーブ改正協定手続フロー図」となっております。以上の9点でございますが、何か不足等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

1つ、お願いがございます。議事録作成の都合上、御発言の際にはお手元のマイクの緑のスイッチを押していただき、マイクを近づけて御発言いただきますようお願いいたします。

○茶園座長 ありがとうございます。

#### 会議の公開について

○茶園座長 続きまして、議事次第2.の会議の公開についてでございます。議論に先立ちまして、本ワーキンググループの議事の運営について、事務局から説明を伺った上で皆様の御同意を得ておきたいと思っております。事務局から説明をお願いいたします。

○木本意匠審査基準室長 それでは、資料1を御覧ください。本会議は、原則として公開いたします。配布資料、議事要旨又は議事録も、原則として公開いたします。ただし、個別の事情に応じて、会議又は資料を非公開にするかどうかについての判断は、座長に一任するものといたします。

○茶園座長 ただいまの事務局からの説明について、御異議ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

## 今後の検討事項と進め方について

○茶園座長 それでは、次の議題に移りたいと思います。議事次第3.の今後の検討事項と進め方についてでございます。事務局から説明をお願いいたします。

○伊藤意匠制度企画室長 意匠課意匠制度企画室の伊藤でございます。

それでは、お手元の資料2を用いて本ワーキンググループにおける今後の検討事項と進め方について御説明いたします。資料2を御覧ください。

この紙の一番上の枠囲いに書いてございますが、こちらが今般の本ワーキンググループにおける検討の全体方針となります。先ほども御紹介がありましたとおり、本年1月の意匠制度小委員会において取りまとめられました報告書を踏まえまして、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に対応するための運用等の詳細及び画像デザインの登録要件の具体的内容について、本ワーキンググループで検討を行う必要がございます。

下に移りまして、1.経緯等でございます。こちらは御紹介しましたとおり、1月に小委員会の報告書が取りまとめられまして、翌2月に、知的財産分科会においてその内容が了承されております。

(2)に移りますが、その報告書においては、大きく2点ございまして、①ジュネーブ改正協定及びロカルノ協定への加入について、運用等の詳細を引き続き意匠審査ワーキンググループで検討することが求められております。加えまして、②画像デザインの保護の方向性につきまして、意匠審査基準の改訂により保護対象を拡充することを視野に入れ、画像デザインの登録要件について本ワーキンググループで具体的検討を行うことが、あわせて求められております。こちらの画像デザインに関しましては、このワーキンググループでの検討結果を意匠制度小委員会に報告いたしまして、その後、同小委員会において制度の在り方についてさらなる検討を行っていただくこととなっております。

(3)ですが、ジュネーブ改正協定につきましては、協定を適切に実施するための規定の整備に係る法案が、既に本年4月に国会で可決・成立いたしております。

(4)ジュネーブ改正協定及びロカルノ協定への加入につきましては、本年5月に国会において承認されております。

おめくりいただきまして、2.本ワーキンググループにおける検討事項でございます。本ワーキンググループにおきましては、大きく以下の2点、(1)ジュネーブ改正協定及びロカルノ協定、(2)画像デザインの保護について検討してまいります。

(1) のジュネーブ改正協定及びロカルノ協定につきましては、2点ございます。まず、①ジュネーブ改正協定に対応するための意匠審査基準の改訂について、②ロカルノ国際意匠分類の運用方針について、御検討いただきます。

続きまして、(2) 画像デザインの保護でございます。①画像の意匠の登録要件については、現行意匠法の定義の枠の中における保護対象の考え方を改めて見直すことを通じた、実務運用面での具体的方策について検討してまいります。そして、②画像の意匠に関する創作非容易性基準の明確化について、こちらもあわせて検討してまいります。

続きまして、3. 当面の検討スケジュールでございます。今2. でお示しました検討事項のうち、まず、制度ユーザーの利便性の観点から、早期加入に向けた作業が特に求められておりますジュネーブ改正協定に関する検討事項及びロカルノ協定に関する検討事項について検討させていただきたいと考えております。

さらに、画像デザインの保護拡充に関する事項につきましては、順次検討していくこととしたいと考えております。

以上でございます。

○茶園座長 ありがとうございます。

ただいまの点につきまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

ありがとうございます。それでは、本ワーキンググループにおける今後の検討につきましては、今説明いただきました資料2において整理したとおりに進めていくことにいたします。

#### ハーグ協定のジュネーブ改正協定に対応した意匠審査基準の改訂について

○茶園座長 それでは、次の議題に移ります。議事次第4. ハーグ協定のジュネーブ改正協定に対応した意匠審査基準の改訂についてでございます。事務局から説明をお願いいたします。

○伊藤意匠制度企画室長 それでは、お手元の資料3を用いて御説明いたします。資料3を御覧ください。

こちらの資料は、ジュネーブ改正協定に対応した意匠審査基準等の検討の論点（案）ということで、私どもで整理させていただいております、検討すべき論点の一覧をお示し

せていただいたものでございます。

まず、1. 検討すべき論点についてです。要点を申し上げますと、今後、ジュネーブ改正協定のもとでは、現行の国内出願とは異なる手続形式による国際出願を取り扱うこととなります。これらジュネーブ改正協定に基づく国際出願について適切な意匠審査を遂行する上で必要となる事項について、審査基準等で明確にしておく必要がございます。

2. 論点一覧を御覧ください。大きく I から IV までございますけれども、まず、I. でございます。論点としまして、改訂意匠審査基準の構成、形式論でございますが、こちらが 1 点ございます。

それから、II. 国際意匠登録出願は、日本の意匠登録出願とみなされたジュネーブ改正協定に基づく国際登録でございますが、こちらを我が国で意匠登録出願として審査していくために確認しておくべき事項が、論点 2 以降でございます。

まずは、審査における適用法の問題から始まりまして、国際意匠登録出願に係る意匠の認定として、論点が 2 つほど。それから、意匠登録の要件等として、新規性、創作非容易性の適用判断における考え方、それから新規性喪失の例外規定の取り扱い、手続論でございますけれども、こういった論点。あわせまして一意匠一出願の取り扱い、こういったところの論点がございます。

おめくりいただきまして、個別の意匠登録出願、例えば部分意匠等に関する取り扱いについての論点が、論点 11 から 15 までございます。その中には、組物の意匠の取り扱いといったような論点も含まれております。

その他の事項としまして、補正、要旨の変更の考え方でありましたり、パリ条約による優先権主張のための手続及びその効果の論点がございます。

次に、III でございます。国内出願の審査に関する審査基準ということで、こちらは国際意匠登録出願、ハーグ協定ジュネーブ改正協定に基づく出願が、従来の日本の国内出願に対する例えば先願になるような場合には、国内の出願の方に幾つか影響が出てくるところがございますので、そのための論点が 6 つほどございます。内容としては、先願の地位の取り扱いや出願の先後の判断、こういった論点が主でございます。それから、パリ条約に基づく優先権の主張の効果についても確認していただきたいと考えております。

最後に、IV でございます。審査の進め方ということで、これは手続論になりますが、一般のジュネーブ改正協定の下では、新たに拒絶の通報という手続が入ってまいりますので、この拒絶の通報をどのような形で行うか、こういった論点が 2 つほどございます。

委員の皆様には既に御紹介している部分もございますけれども、私どもの方で、ジュネーブ改正協定に対応した意匠審査基準を作成する上で検討しておかなければいけない論点として、この26の論点を整理させていただいたところがございます。

以上でございます。

○茶園座長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明いただきました、この検討の論点につきまして、御異議やその他追加すべき論点ございましたら、御意見、御質問等お願いいたします。

よろしいですか。

ありがとうございます。それでは、まずはこれらの論点を本ワーキンググループでの検討項目と位置づけたいと思います。

では、次に、今御説明いただきました各検討の論点につきまして、具体的な対応方針について事務局から説明をお願いいたします。

○伊藤意匠制度企画室長 それでは、お手元の資料4を用いて御説明いたします。資料4を御覧ください。こちらが、先ほど御紹介させていただきました論点一覧にあります、各論点についての具体的な内容となります。意匠審査基準等の検討の論点とその対応方針(案)でございます。

I. 改訂意匠審査基準の構成。論点1でございます。こちらの論点は、意匠審査基準におけるジュネーブ改正協定対応項目の位置づけでございます。

資料4の一番最後のページをごらんください。別紙17ページでございます。今般のジュネーブ改正協定対応の国際意匠登録出願に関する審査基準につきましては、別紙に示させていただきました項目、これは現行の意匠審査基準でございますが、この中に「第11部」という部を新たに設けまして、国際意匠登録出願というものをまとめて書き込むことを考えてございます。これはあくまでも国際意匠登録出願として、日本に入ってきたものの取り扱いに関する部分を「第11部」にまとめて書くということでございます。また、国内出願に影響が出る部分につきましては、既存の第1部から第10部の中にも必要に応じて書き加えていくことを考えてございます。

1ページ目にお戻りいただきまして、既に見ていただいたとおり、意匠審査基準におけるジュネーブ改正協定対応項目の位置づけとしては、「国際意匠登録出願」の部を新たに設けて記載する、それから、国内出願の審査に影響の生じる部分は、現行の審査基準のそれぞれ対応する箇所に追記・修正を行うという方針を考えてございます。

続きまして、Ⅱ．国際意匠登録出願にかかわる論点でございます。

まず、論点2でございます。我が国の意匠登録出願とみなされた国際出願、国際意匠登録出願の審査における適用法でございます。

ポイントとしては、ジュネーブ改正協定は、同協定に基づき指定された締約国の官庁が、自国の法令に基づく保護の付与のための条件を満たしていない場合に国際登録の効果を拒絶することができる旨を規定しております。国際意匠登録出願の審査において前提となる適用法を明確に確認しておく必要がございます。

対応方針としては、今般の改正で成立しました意匠法第60条の6第1項という規定がございます。そちらの規定は、我が国を指定締約国とするジュネーブ改正協定に基づく国際出願であって、その国際出願に係る国際登録について国際公表がされたものは、国際登録の日にされた我が国の意匠登録出願とみなす旨を規定しております。

よって、国際意匠登録出願についての実体的な要件に係る審査においては、我が国の法令に基づき、国内出願と同様の判断基準で審査を行う必要がある、というのが基本的な全体を通じた考え方になります。

続きまして、論点3、次ページでございます。こちらは国際登録簿に記録された事項と意匠登録出願の願書又は図面に記載すべき事項との対応関係でございます。

ポイントとしては、ジュネーブ改正協定に基づく国際出願について国際登録簿に記録された事項、これが基本となりますけれども、この事項と我が国の法令に基づいて意匠登録出願の願書又は図面に記載すべき事項とは、完全に一致してございません。

そのために、国際意匠登録出願を我が国の出願として取り扱う上で、国際登録簿に記録された事項と我が国の意匠登録出願の願書又は図面に記載すべき事項との対応関係を明確にしておく必要がございます。

対応方針でございますが、具体的には、意匠法第6条第1項各号の規定の趣旨に従って、表1から表3を次ページにかけて書いてございますが、国際意匠登録出願を、我が国の意匠登録出願の内容として、この対応関係をもって理解していくということでございます。

まず、表1を御覧ください。こちらは新設された意匠法60条の6第3項に規定されております事項の対応関係でございます。第1には、「国際登録の対象である意匠を構成する一若しくは二以上の製品又は国際登録の対象である意匠が使用されることとなる一若しくは二以上の製品」、これは協定上の文言でございますけれども、こちらは我が国でいうところの「意匠に係る物品」として、対応関係をもって把握していくということでございます。

以下、「意匠登録出願人」、「意匠を創作した者」、こちらも同じように対応関係をもって把握していくということでございます。

続きまして、表2でございます。意匠法60条の6には明示的には規定されておきませんが、その趣旨を踏まえ、例えば説明の欄の記載でございますが、国際登録簿では「出願の対象である意匠の複製物又は特徴についての簡潔な説明」として書かれている記載が、我が国におきましては、「意匠の説明」又は「意匠に係る物品の説明」に対応するものとして捉えて理解していくことが必要になります。

その他、「本意匠の表示」、新規性喪失の例外の規定の適用を受けようとする記載、それから、「パリ条約による優先権等の主張」についても同様でございます。

続きまして、表3、意匠の複製物と図面との対応関係でございます。国際登録簿におきましては、「意匠の複製物」という表現を用いますが、我が国においては、「意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面」にこれが対応いたします。ですので、表1から表3の対応関係をもって意匠の把握をしていくことが基本となります。

続きまして、論点4に移らせていただきます。国際意匠登録出願に係る意匠の認定でございます。

対応方針としては、国際意匠登録出願の場合の意匠の認定におきましては、国際意匠登録出願の願書又は図面の記載に関する、今申し上げました表1から表3の取り扱いに留意しつつ、国内の意匠登録出願に係る意匠の認定の基準をそのまま適用して行う、というのが基本的な考え方でございます。

続きまして、論点5、国際意匠登録出願の場合における、意匠が具体的なものであるか否かの判断でございます。これは実体的な内容に入っております。

ポイントとしては、国際意匠登録出願の元となる国際出願が満たすべき形式及び記載事項に関する要件というものは、ジュネーブ改正協定及び規則類で規定されてございます。それから、ジュネーブ改正協定の規定によりまして、これら国際出願の形式及び記載事項に関する要件の審査は、国際事務局が行うこととなっております。我が国を含めた指定締約国は、自国の形式又は記載事項についての要件を満たしていないことを理由に、国際登録の効力を拒絶することができません。国際意匠登録出願に係る願書又は図面の記載が、我が国の要件に合致しないようなものである場合に、どのように取り扱うかというのが論点でございます。例えば、我が国においては、立体の意匠の場合は、正面、背面、平面、底面、左右側面という6つの図が最低必要となりますけれども、そういったものがそろっ

ていない例えば2回しかないような国際出願の意匠が我が国に入ってきた場合の取り扱いということでございます。

対応方針としましては、我が国において意匠登録を受けようとする意匠については、国内出願か国際意匠登録出願かの違いによって、求められる意匠の開示の水準に違いが生じることは妥当ではございませんので、国際意匠登録出願の場合におきましても、国内出願の審査基準に準じて、意匠が具体的なものであるか否かの判断を行ってまいります。

意匠が具体的なものであるためには、①、②と書いてありますとおり、意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能、それから、意匠に係る物品の形態が具体的に把握できる必要がございます。

当該国際意匠登録出願に係る願書、図面の記載を総合的に判断したとしても、結果として具体的な一の意匠の内容を直接的に導き出すことができない場合については、意匠が具体的なものとは認められません。そういった取り扱いをしていくことを考えております。

続きまして、論点6でございます。こちらは意匠法第3条第1項各号及び第2項、新規性及び創作非容易性の規定の適用判断における国際意匠登録出願の出願日と同日に公知になった意匠の扱いについてでございます。

ポイントとしては、意匠法3条1項各号及び2項の規定の適用をする上では、公知の意匠が意匠登録出願よりも前に公知になったものであるかどうかというのは、その出願の時分まで考慮して判断いたします。しかしながら、ジュネーブ改正協定、それから意匠法60条6の規定によれば、国際意匠登録出願の出願日はあくまで日の単位で特定されておまして、その時分までは具体的に特定することができません。その前提におきまして、意匠法3条1項各号及び2項の規定の適用判断において、国際意匠登録出願の出願日と同日に公知となった意匠をどのように扱うか、という問題が生じます。

対応方針ですけれども、結論としては、同日における時分単位での先後関係が明らかでない場合には意匠法3条1項2号の規定を適用しないという既存の国内出願に関する整理を踏まえまして、公知の意匠等の公知日と、国際意匠登録出願の出願日とが同日の場合には、当該公知の意匠等を、国際意匠登録出願についての意匠法3条1項各号及び2項の規定による拒絶の根拠とはしない、ということを考えてございます。

なお、外国において公知になった意匠の場合は、その国や地域において公知になった時間を日本時間に換算した上で判断いたします。これは既存の考え方そのままでございます。

続きまして、論点7でございます。意匠法3条の2、先願意匠の一部と同一又は類似の

後願意匠の保護除外の規定の適用判断における、国際意匠登録出願の出願日と同日に公開された先願の意匠の取り扱いでございます。

こちらにつきましては、先ほどの論点6と同様ですが、あくまでも国内出願の場合と同様の整理で、先願の意匠登録出願の出願日後から、その意匠登録出願に係る意匠公報の発行日と同日までに出版された国際意匠出願に適用するという事を考えております。

すなわち、先願の意匠公報への掲載日と国際意匠登録出願の出願日とが同日の場合には、当該先願の意匠を意匠法3条の2の規定に基づく拒絶の根拠とする、という事を考えております。この運用をすることで、論点6、論点7を含めて漏れのない審査を行うことができるかと考えております。

続きまして、論点8、国際意匠登録出願の場合における、意匠法第4条第2項新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続でございます。こちらにつきましては、国際意匠登録出願の場合における新規性喪失の例外の規定の適用を受ける旨の表示がある出願について、その手続が満たされているかどうかを審査で確認するための必要事項が書かれてございます。

まず、対応方針を御紹介いたします。国際意匠登録出願について意匠法第4条第2項の規定を適用するためには、以下の全ての手続がなされていることを確認する必要があるということでございます。

3つほどございます。①意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面が、国際公表があった日後経済産業省令で定める期間内に特許庁長官に提出されていることでございます。現行国内法は、出願時に適用を受けようとする旨を願書に記載する必要がございますが、国際出願の場合は、国際公表があった日後所定期間内に提出されていることが必要でございます。これは改正されました意匠法60条の7の規定によるものでございます。

「又は」と書いてございますけれども、ジュネーブ改正協定に基づく国際出願の願書にその旨を書くこともできます。ですので、国際出願時に国際出願の願書に書く、又は国際公表があった後に、我が国特許庁に対して直接この規定の適用を受けようとする旨の書面を出していただく。このいずれかの手続がなされた上で、②、③に書いてございます、従来同様の証明書が我が国の特許庁にきちんと提出されている。この3つの条件を満たしていることを確認することが審査上必要でございます。

続きまして、論点9、一意匠一出願でございます。まず1点目、国際登録時に一意匠と

された意匠に基づく国際意匠登録出願に、意匠法第7条に基づき複数の意匠が含まれていると判断される場合の扱いでございます。

ポイントとしては、我が国意匠法第7条は、一意匠一出願の原則を規定しております。それから、今般改正がありました意匠法60条の6第2項の規定におきましては、二以上の意匠を包含する国際出願について、我が国においては国際登録の対象である意匠ごとにされた意匠登録出願とみなす旨が規定されております。こちらは既に御承知かもしれませんが、国際出願の場合には、1つの出願の中に最大100までの意匠を入れることができます。そういった複数の意匠が入った国際出願が日本に入ってきた場合には、この60条の6第2項の規定によりまして、我が国においては、国際登録の対象となった意匠ごとの出願、複数の出願として自動的にみなされる形となります。

他方で、ここの論点は、国際登録の対象である意匠ごとに出願とみなされたものが、我が国の意匠法に基づく二以上の意匠を含むと判断される場合に、どのように扱うかという点でございます。

おめくりいただきまして、対応方針としては、「国際登録の対象である意匠」というのは、あくまでも国際事務局の判断に基づく国際登録における意匠の単位を意味するものでございますので、国際登録の意匠が我が国の意匠法7条に照らして意匠ごとに出願されていないと判断される場合には、意匠法7条の拒絶理由を通知させていただくということを考えております。

続きまして、論点10、同じく一意匠一出願でございます。次は、国際意匠登録出願が、意匠法施行規則で定める物品の区分によりされていないと判断される場合の扱いでございます。

ポイントとしては、国際意匠登録出願の場合は、「意匠に係る物品」の欄がまず英語で記載されます。その場合にロカルノ国際意匠分類の物品リストに基づくものですか、我が国の意匠法施行規則別表第一で定める物品の区分又はそれと同程度の区分に該当しないものが記載されてくることが想定されます。その場合にどのように取り扱うかという論点でございます。

対応方針ですけれども、我が国の意匠法第7条が、「意匠に係る物品」の欄の記載は、その記載いかんによっては、非常に広範な意匠について意匠登録出願を認めることと同一の結果を生じるおそれがございますので、国際意匠登録出願の場合にも、経済産業省で定める物品の区分又はそれと同程度の区分によることを求めていくということを考えてござい

ます。

それから、審査基準の取り扱いとしましては、現行法では国内出願は全て日本語である必要がございますので、その点、国際意匠登録出願の場合は、表記言語が英語でなければならないと、その部分は変わってまいります。

続きまして、論点 11、部分意匠に関連する事項となります。論点 11 は、「保護を求めないもの」があらわされている国際意匠登録出願の扱いでございます。この論点は、論点 14 まで続く論点になります。

ポイントとしましては、ジュネーブ改正協定に基づく国際出願では、複製物、図面の中には図示されますけれども、保護を求めないものについて、説明において、又は、点線若しくは破線又は着色によりあらわすことが認められております。我が国の部分意匠制度との関係において、「保護を求めないもの」があらわされた国際意匠登録出願をどのように扱うか、ということがこちらの論点でございます。

おめくりいただきまして、8 ページ、第 2 段落でございます。ジュネーブ改正協定に基づく「保護を求めないもの」という表現は、我が国の意匠法において明示的に予定されたものではございません。しかしながら、ジュネーブ改正協定に基づく国際登録制度の趣旨を踏まえ、と、「保護を求めないもの」が、意匠に係る物品のうちの「意匠登録を受けようとする部分以外の部分」に相当しまして、その結果、「意匠登録を受けようとする部分」を特定することができるものの場合については、我が国における部分意匠の意匠登録出願として取り扱うことができると考えております。

論点 12 でございます。その前提におきまして、国際意匠登録出願における、部分意匠の意匠登録出願であること、及び、意匠登録を受けようとする部分の認定という論点でございます。

ポイントですが、国内出願の場合は、願書に「部分意匠」の欄を設けた上で、図面と「意匠の説明」の欄の記載の 3 つで、出願の意匠が全体意匠なのか部分意匠なのか、それから、部分意匠の場合には、「意匠登録を受けようとする部分」について明示すべき義務が、出願人の方に課せられております。

しかしながら、ジュネーブ改正協定に基づく国際出願の場合には、出願の様式に「部分意匠」の欄を記載することが認められておりません。加えまして、例えば図面の中に背景のようなものを書いて、そういったものについて「保護を求めない」とする場合もございます。そう考えると、この「保護を求めないもの」というものについて何らか記載がある

ということだけをもって、当該国際意匠登録出願を我が国における部分意匠の出願として一義的に結びつけることができなくなってまいります。ですので、国際意匠登録出願の場合に「保護を求めないもの」が含まれていたとしたときに、部分意匠の意匠出願に該当するか否かをどのように判断すべきかというところが一つ問題となってまいります。

おめくりいただきまして、対応方針でございます。２段落目で、我が国の部分意匠の国際意匠登録出願であると認められるためには、原則として、図面及び「意匠の説明」の欄の双方の記載において、当該国際意匠登録出願が物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合として出願されていることが明確に示されている必要があると考えております。

それから、それが書いてあることによって以下の①から④、意匠に係る物品、「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能、位置、大きさ及び範囲、具体的な形態、この４点が明確に認定できる必要があると考えております。

それから、１点、④の下に書いてあるパラグラフでございますが、国際意匠登録出願に係る意匠が、我が国の意匠法における部分意匠に相当すると判断した場合については、審査官は、「部分意匠」の欄の記載が必要なものと認めまして、出願人に手続補正をしていただくことにより、又は審査官が、「部分意匠」の欄を追記する形をとることによりまして、部分意匠と認定して登録したものについては、その部分意匠の旨を意匠公報にも表示した状態でオープンにしていく、国内出願とそごのない形でオープンにしていくことを考えております。もちろん、ほかに拒絶の理由がある場合については、出願人の方に手続補正をしていただくのが前提でございますが、「部分意匠」の欄を追加するためだけでございましたら、審査官の方で手続をさせていただくということを今は考えております。

続きまして、論点 13 でございます。「保護を求めないもの」が意匠に係る物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に相当するかどうか不明確な場合の扱いでございます。

ジュネーブ改正協定に基づく国際出願の場合には、その図面中には図示されますが、「保護を求めないもの」の例として、例えば上衣の意匠をトルソー、マネキンのようなものに着用させた状態で図示する図面を書いた上で、当該トルソーの部分で「保護を求めないもの」という意味において、その破線記載をすることも実際に可能となっております。

例えば、こういうものを考えたときに、「保護を求めないもの」として、意匠に係る物品の部分に相当するかどうか不明確なものがあらわされる場合に、どのように扱うかとい

うことを考えなければならないというのが論点でございます。

対応方針としては、国際意匠登録出願に係る図面の記載に意匠に係る物品の部分かどうか不明確なものが含まれている場合、例えば、全体意匠の意匠登録出願なのか部分意匠の意匠登録出願のかが不明確な場合、又は意匠登録を受けようとする意匠の形態が十分に開示されていないと判断される場合には、具体的な一の意匠の内容を直接的に導き出すことができなくて、意匠が具体的なものとは認められないと判断していくということを考えております。先ほどの例で申し上げます、トルソーの部分が破線で描かれているからといって、その図面を見ただけでは、そこが衣服の一部ではないと断言はできないという状態になるということを考えております。

続きまして、論点 14 でございます。他方で、図面中で「保護を求めないもの」としてあらわされた、意匠に係る物品に対して付加的な要素をあらわす破線等を削除する補正の扱いでございます。

対応方針になりますが、国際意匠登録出願の「意匠の説明」の欄及び図面の記載を総合的に判断した場合に、意匠に係る物品の全体の形態に対して付加的な要素のみを保護を求めないものとして破線等であらわしていたと当初から認められる場合には、当該破線を削除する補正というものは、出願当初の国際意匠登録出願に係る願書又は図面の記載について要旨を変更しないものとして取り扱っていく、という形で考えております。

続きまして、論点 15、組物の意匠でございます。こちらのポイントは、組物の意匠の国際出願がなされた場合、どのように扱うかということでございます。

対応方針としては、意匠法 8 条、組物の適用の判断も、国内出願に関する審査基準に準じて行うということでございます。国内基準との関係では、組物の意匠として意匠登録を受けようとするためには、意匠に係る物品が意匠法施行規則別表第二に掲げる 56 種の組物の一つに該当している必要がございます。国際意匠登録出願の場合は、「意匠に係る物品」の表記の言語が英語になりますので、その記載が、「a set of～～」という形で記載されていればよい、加えまして、次のページになりますが、別表第二に掲げる組物のいずれかに該当しつつ、その内訳として適当な構成物品がきちんとあらわされている。この条件を整えば、国際意匠登録出願の場合であっても、我が国の組物として意匠登録を受けることができるということを考えております。

続きまして、論点 16 でございます。こちらは要旨の変更、補正の却下に関する点でございます。

国際意匠登録出願に係る願書又は図面の記載についての補正が、これらの要旨を変更するものであるか否かの判断ということでございます。こちらについては長く文章を書いてございますけれども、ポイントだけ申し上げますと、具体的な要旨変更の判断は、国内出願の審査基準に準じて、以下の場合については要旨を変更する補正であると判断する、①、②が基本となります。すなわち、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものと認められる場合。それから、出願当初の国際意匠登録出願に係る願書、図面の記載からは不明であった意匠の要旨を明確なものとするものと認められる場合。こちらは現行の国内と同様、要旨を変更する補正と考えるということでございます。

11 ページの一番最後の「また」というところですが、国際意匠登録出願に係る願書の記載については英語が基本になりますので、その補正についても英語による記載を基礎として要旨の変更か否かを判断することが原則となります。他方で、国際出願の場合の言語は、英語以外にフランス語、スペイン語の3言語から任意に出願人の方が選ぶことができます。我が国は英語によって審査するのが原則になりますが、国際出願時の言語が英語ではなくフランス語であった場合に、国際事務局が作成した英語翻訳による記載ではなくて、国際出願の言語、すなわちフランス語を参照すればその補正が要旨を変更するものでないと、出願人の側から釈明された場合には、当該補正を要旨を変更するものではないと認めることができる、という柔軟性を持ちたいと考えております。

次に論点17でございます。こちらはパリ条約による優先権主張の手続でございます。

ポイントとしては、国際意匠登録出願の場合における優先権の主張については、締約国に対する出願手続の一元化という協定の趣旨に鑑みまして、国際事務局経由の手続に一元化されております。ですので、ジュネーブ改正協定に基づく国際出願は、パリ条約による優先権の主張を含めることができますので、その優先権主張を受けたい旨の主張は国際出願の願書の方に書いていただく必要が生じてまいります。

他方、国際意匠登録出願の場合であっても、国際公表があった日から所定の期間内に、優先権証明書を我が国の特許庁長官に対して直接提出していただく必要がございます。優先権主張の手続をしていただくためには、国際出願の願書への記載、それから証明書の我が国特許庁への提出、この2つが手続要件になります。

続きまして、論点18、パリ条約による優先権の主張に関しまして、国際意匠登録出願の場合における、我が国の国内出願を基礎とした優先権主張の効果についてでございます。

言い換えますと、第一国の出願として、まず日本の国内出願がありまして、続いて第二国出願として、国際意匠登録出願として我が国を指定した場合の当該優先権主張の効果についてでございます。

おめくりいただきまして、対応方針でございます。国際意匠登録出願の場合における我が国の国内出願を基礎とした優先権主張の手続は、パリ条約第4条A(1)にいう「他の同盟国において出願すること」には該当しませんので、優先権の主張については効果を認めないということを考えております。

ここまでの、国際意匠登録出願の取り扱いに関する論点でございます。

続きまして、Ⅲ. 国内出願の審査に関する審査基準でございます。

論点19、国際公表された意匠の扱いということで、これは確認までに書かせていただいている論点でございます。

国際事務局が国際意匠公報によって国際公表した意匠については、意匠法第3条第1項第2号に掲げる、日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠として取り扱います。公知の意匠の一つとして取り扱っていくということを確認までに書いてございます。

続きまして、論点20でございます。他の出願が国際意匠登録出願である場合の、意匠法3条の2の規定の適用における先後の判断でございます。

こちらは先ほども御説明いたしましたとおり、対応方針のところでございますが、他の出願が国際意匠登録出願である場合には、「国際登録の日」というものを、我が国における国際意匠登録出願の出願日として扱いますので、意匠法3条の2の規定における「意匠登録の出願の前日」にされたものか、先後の判断については、この「国際登録の日」をもって判断するというように書いてございます。

続きまして、論点21でございます。こちらも今の点と非常に似ておりますが、今度は先後願です。意匠法第9条先願の規定でございます。他の出願が国際意匠登録出願である場合の、意匠法第9条の規定の適用における先後の判断でございます。

こちらも対応方針のところでございますが、同一又は類似の意匠についてされた二以上の意匠登録出願に国際意匠登録出願が含まれている場合でございますが、当該出願がされたとみなされた日、すなわち国際登録の日を我が国における国際意匠登録出願の出願日として、意匠法9条の適用判断を行うということを書いてございます。

続きまして、論点の22でございます。国際意匠登録出願に係る意匠について、その元と

なる国際登録の放棄もしくは限定がなされた場合又は国際登録の更新がなされなかった場合における、意匠法9条の適用判断でございます。

これは国際意匠登録出願が、いわゆる先願の地位を持たなくなる場合を考える論点でございます。論点のポイントとしては、国際登録に関して、放棄もしくは限定がされた場合または更新がされなかった場合に、当該国際登録を元とする国際意匠登録出願についての意匠法9条1項及び2項の規定の適用をどのように行うかということでございます。

ここでいいます放棄というのは、複数の国を国際出願時に指定して、そのうちの一つの国若しくは二つの国を、もう要りません、放棄するというのが放棄でございます。限定というものは、国際出願の中に、国際登録の中にですけれども、複数の意匠が含まれていた場合に、そのうちの一つ又は二つ以上を、もう要りませんとすることを限定と呼んでおります。

対応方針でございますが、放棄若しくは限定がされた場合又は更新がされなかった場合は、当該国際登録自体が消滅することとなります。したがって、消滅した国際登録を元とする国際意匠登録出願は、意匠法60条の14第1項の規定に基づいて取り下げられたものとみなされますので、意匠法9条の適用においては、他の出願に対する拒絶の根拠とならないという整理となります。

続きまして、論点の23でございます。こちらは関連意匠の場合の後日出願と国際公表との関係ということで、これも確認までに書かせていただいている論点でございます。

意匠法第10条第1項は、関連意匠として意匠登録を受けるための条件として、関連意匠の意匠登録出願が、本意匠の出願日以後であって本意匠に係る意匠公報の発行の日前に出願されたものであることというのを規定しております。

この場合ですが、国際意匠登録出願に係る国際公表の国際意匠公報自体は、関連意匠の適用の判断における意匠公報とは取り扱いませんということを確認的に書いてございます。

続きまして、論点24でございます。ジュネーブ改正協定に基づく国際出願を基礎とする優先権の主張の効果でございます。

これは言い換えますと、第一国の出願が国際意匠登録出願として我が国を指定していて、第二国として国内出願若しくは国際出願として日本への出願があった場合の、優先権主張の効果でございます。

対応方針でございますが、パリ条約4条のA(2)が、各同盟国の国内法令又は同盟国の間で締結された多数国間の条約により正規の国内出願とされる全ての出願は、優先権を生

じさせると規定しております。

したがって、ジュネーブ改正協定に基づく国際出願につきましては、パリ条約4条A(2)の規定にいう「多数国間の条約により正規の国内出願とされる全ての出願」に該当するものと認められますので、こちらの場合の優先権の主張による効果は認めるということでございます。

最後になりますが、IV. 審査の進め方、論点2つでございます。

まず、論点25でございますが、ジュネーブ改正協定12条(2)に規定する国際登録の効果の拒絶を通報すべき場合ということでございます。

ジュネーブ改正協定は、指定締約国の官庁に関して、国際登録の対象である意匠が当該指定締約国の法令に基づく保護の付与のための条件を満たしていない場合に、当該国際登録の効果の拒絶する権利を認めております。ですので、逆に国際登録の効果を一定期間内、日本の場合は12カ月ですけれども、この間に拒絶しない場合には、自動的に保護の付与の効果が発生することとなってしまいます。そうならないために、どのような場合に拒絶の通報を行うべきかということを整理しておく必要がございます。

対応方針としては、国際意匠登録出願が、我が国の法令に基づく保護の付与のための条件を満たしているとは言えない以下の3つの場合は、拒絶の通報を行うということでございます。

まず、①は国際意匠登録出願が拒絶理由（意匠法第17条各号）に該当する場合。

②は国際意匠登録出願に関する手続又は処分の確定を待つ必要がある場合。例えば、国際出願の意匠が協議指令の対象になっている場合については、一定期間を待った上で協議の結果を待たない限りは、権利の付与をすることができない状態にありますので、そのような場合には、一旦拒絶の通報をさせていただいて期間を止めるということを考えております。

③は、国際意匠登録出願以外の出願に関する処分の確定を待つ必要がある場合ということで、他の出願、例えば先願の意匠があつて、その先願の意匠の処分がまだ確定していない中で後願の処分をすることができない。この場合の後願に当たるものが国際意匠登録出願であった場合には、他の出願があるという前提で、この拒絶の通報をするということを考えております。

なお、この場合の意匠法19条で準用する特許法50条の規定に基づく拒絶の理由の通知というものは、国際事務局に対する拒絶の通報を介して行うということを考えております。

最後に、論点 26 でございますが、拒絶の通報に記載すべき、拒絶の根拠となる理由の範囲でございます。

ポイントとしては、ジュネーブ改正協定 12 条 (2) (b) が、拒絶の通報には、当該拒絶の根拠となる全ての理由を記載すべき旨を規定しております。この拒絶の通報に記載すべき、拒絶の根拠となる理由の範囲を、どのように取り扱うかという点でございます。

対応方針としては、この拒絶の通報に記載すべき全ての理由としては、現行の国内出願の場合の拒絶の理由の通知に関する審査基準及び現行の運用を前提として、当該拒絶の通報を行う時点で提示し得る範囲の理由でありまして、同時に通知することが合理的な範囲で複数の理由を通報するという原則として考えております。

以上、たくさんの論点がありますので、駆け足の説明になってしまいましたが、説明は以上でございます。

○茶園座長 ありがとうございます。

それでは審議に移りたいと思います。今説明いただいた論点 1 から論点 26、非常に多くの論点がございますけれども、そのうち審査基準の構成に関する論点 1 から論点 4、国際意匠登録出願に係る意匠の認定まで、これらの論点につきましては今回の検討の基礎的な部分となりますので、まずは論点 1 から論点 4 につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

論点 1 から論点 4 につきまして、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、審査基準の構成に関する論点 1 から論点 4 の、国際意匠登録出願に係る意匠の認定までの基本的な考え方につきましては、この対応方針のとおりとすることといたしまして、より具体的な論点についての検討に進むことにいたします。

それでは、論点 1 から論点 4 について御確認いただきましたので、次の論点 5 以降の論点につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

○増田委員 ゼブラの増田と申します。

テーマとしては、「図面の提出要件」ということで論点 5 になると思います。意匠制度小委員会の最終報告書の中では、「国際調和を念頭に置きつつ、ユーザーにとって負担が少なく、かつ権利内容が明確になるよう、このワーキンググループにおいて図面の提出要件緩和について検討する」と書かれておりまして、その論点が、この“5”で、結論は対応方

針に書かれている内容だと思います。これは端的に言うと「図面の提出要件を緩和することなのか、しないということなのか」、どういうふうに解釈すればいいのかという質問です。

○伊藤意匠制度企画室長 回答いたします。今の御質問に対しては、端的に申し上げますと、今、現行の国内の図面等の提出要件について緩和することではございません。あくまでも国内の現行の考え方をベースとして、国際出願の場合にも同じ考え方をとった上で、図面の提出要件を考えていくということでございます。

その理由としては、国内出願と国際出願で、どちらも我が国の意匠法に基づく意匠権が発生することになりますので、具体的でない意匠というものを、国際だということを理由にして登録していくことは妥当ではないと考えておりますので、その意味におきましては、国内の要件、それから国際の要件を違う形で扱うということは考えておりません。

以上でございます。

○増田委員 分かりました。ありがとうございました。

○茶園座長 よろしいでしょうか。

どうぞ。

○永田委員 情報サービス産業協会の永田です。よろしくお願いします。

まさに今の話が伺いたかったことなのですけれども、ユーザーフレンドリー若しくは国際調和という観点がある中で、どういう基準にするかというのはとても悩ましいところだと思っています。その中で国内法と変えることなくという話は、特に異存がないです。国内出願の場合と国際意匠登録出願の場合とで、審査基準は統一的に扱うというのは確かにそうだと思っています。

その場合に考えるべきは、今までの国内の審査基準の考え方が妥当かということだと思っています。私見ですけれども、国際的に見ると、若干厳し過ぎやしないかというところはあるやに思っています。その中で、今回のジュネーブ改正協定への加盟に当たって、緩和するないしは見直すという話は十分あり得ると思うのですが、今日の全体を拝見する中では、今までの審査基準踏襲で、それに国際意匠登録出願も合わせるという発想に立っているやに見えます。これは、どういう議論を経たのかということをもう少し教えていただきたいのと、私の意見としては、今回この図面の扱いにしても、国際意匠登録出願で例えば資料の4ページの中ほどにあったような、いわゆる6面図がそろっていない場合にどうするのかという話は典型的に頻繁に発生するのではないかと思いますので、その扱いを国

内の今までの基準でやるとなると、国際的には大分波紋を投げかけるのではないかと思いますので、その中に含めてお願いします。

○伊藤意匠制度企画室長 回答させていただきます。先ほど増田委員からも御指摘がありましたとおり、意匠制度小委員会の中でも御議論があったかと思えますけれども、他方で、図面提出要件を一方向的に緩和するというところに対する強い御要望があったというふうにはこちらとしては認識しておりません。今般、国際出願という形で外国から多数のいろいろなものが入ってくることになるのですが、実際にまだ受け付けを開始しておりませんので、どういったものがどの程度入ってくるのかというのは、正直我々も分かりかねる部分がございますので、まずは一回戦、国内の同じ基準を適用した上で出願の受け付けを開始させていただいて、一定期間どのような状況になるか見させていただきたいと考えております。その上でユーザーの皆様にも御意見いただきながら、国内ももっと緩めるべきだという御意見が強いようでありましたら、国際だけではなくて、国内と国際と両方合わせて、同じ基準で緩和していくということを次の課題として考えております。ですので、当面、今の段階で、ここまで緩和するというのを具体的に考えるわけではなくて、まずは現行のこれまでの考え方を前提にしてやっていくことが今回の大きな立場でございます。

多数のユーザー企業の皆様からも、国際から入ってくるからという理由で、不明確なものが登録されていく、例えば2図しかない状態で登録されたものが、権利行使をされる側から見ると非常に困る、という御意見も一方で頂戴しておりますので、そのバランスをきちんと考えながら、ユーザーの方とも御議論いただきながら、次に扱っていくべき課題だというふうに捉えております。

○木本意匠審査基準室長 審査基準室として追加させていただきますと、先ほどのジュネーブ改正協定の国際出願を受け付けることによって、図面の足りない部分、5図の問題など、個別の今回起きそうなものに関しては、実際に個別案件等に関して審査の運用の状況を踏まえまして、検討してQ&Aという形で公表したいと思っております。他方、今、伊藤の方から説明がありましたように、全体に対する緩和に関しては、もう少し意匠制度全体としてどうあるべきかという大きな論点でまた御意見をいただきつつ、検討することがあれば検討したいと考えております。

○茶園座長 いかがでしょうか。

○永田委員 ありがとうございました。

○茶園座長 ほかに何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

お願いします。

○林（美）委員 日本弁理士会の林です。幾つかございまして、質問と要望とがございまず、番号の早い順からお話しさせていただきます。

まず、1つ目が論点8に関する部分ですが、これから議論が深まっていくという話ですので、まだ具体的なところは決まっていないのかもしれませんが、この4条2項の規定の適用を受けるための手続として、経産省令で定める期間内ということで①と②にございまず、これは大体何カ月というか、何日ぐらいを想定されていらっしゃるというのは、もうお決まりでしょうか。

○伊藤意匠制度企画室長 まだ検討段階なので、今この段階で何日とか何カ月というのは、申しわけありませんが申し上げられません。

○林（美）委員 例えば韓国の方で今同じような制度が導入されているかと思うのですが、そういった外国の制度も参考にしながら、日数は決めていくという感じになりますか。

○伊藤意匠制度企画室長 もちろん参考にしながら、あとは国内の日数も勘案した上で決めていくことになります。

○林（美）委員 分かりました。

2つ目が論点17です。国際意匠登録出願の場合における、パリ条約による優先権等を主張するための手続に関してなんですけれども、こちらは質問と要望がそれぞれございまず1つ目は、WIPOのSCTの方でかねてより検討されております、DASシステムの日本の意匠法制度における導入の準備状況といたしますか、導入される御予定があるのかどうかということについて、ある程度何か動きがあれば教えていただきたいと思います。

○山田意匠課長 その点につきまして、私の方から状況を御報告させていただきたいと思ひます。まず、SCTの中で意匠法条約の中で議論されていると仰ったデジタルアクセスサービスにつきましては、先の6月に行われておりますハーグ協定の作業部会の中で、まずは国際出願にこれが適用できるように、7月1日に既に施行されております。その資料については、お手元の参考資料3の一番最後の41ページを御覧いただきたいと思ひます。これが新設されたハーグ協定ジュネーブ改正協定の実施細則でございまして、第408節を御覧になっていただくと、(a)に既にデジタルアクセスサービス、コードを添付することができるという規定になっております。これは韓国と中国を意識してつくられたものでございまして、既に国際出願については、DASの仕組みが使えるということになっており

ます。法的に言えば、協定上はまず問題がないということは御理解いただきたいと思えます。

2つ目でございますが、こちらについては、我が国の4月の意匠法改正の時点ではまだこれが決まっていなかったというのがございまして、特許法43条の中にありますDASの仕組みを使えるというのを、意匠法ではまだ準用してございません。これらについては、協定上、でき上がったことを受けまして、次回なのか次々回なのか、できるだけ皆様方に利便性が高まるようにということで、早い時期にこれらについての法的整備を行わせていただければと思っております。これについては御要望等をお伺いしていくことになります。

それから、各国の状況を調べさせていただきたいと思っております。というのは、このDASの仕組みが各国では、意匠出願に、現在中国だけが利用可能としていますが、御存じのとおりハーグ協定に加盟しておりませんので、DASは使える状況にないというところがあります。我が国はDAS利用国が増える前に整備しておく手もありますので、この点について皆様方の御意見、御要望をいただきたいと思っております。

それから、我が国では、このDASはコードが送られてきて取得するという、優先権証明書を取得するやり方でございますので、こちらのシステム的な話としては、我が国も改造を伴うことになります。しかしながら、その前として、まだこの法律というか協定ができ上がったばかりであり、国際事務局でも今年末までに開発することになっております。今年末まではその仕組みがどのようなシステム構造になっているのか、どういう受け渡しが可能なのかというのが開示されませんので、残念ながら、開発したくても今はできない状態ということをお理解いただきたいと思えます。

これらの状況から、現状態においてはこのDASをすぐに使える状況にはない。それから法整備をしなければいけない。システム対応を国際事務局に合わせて行っていくということを、皆様方に進捗を次回以降ないしは次々回以降のワーキンググループ、意匠制度小委員会で御報告差し上げつつ、御意見いただいて、検討していきたいと思っております。

○林（美）委員 ありがとうございます。実は今2つ目の御質問のというのが、意匠法の15条で準用している特許法の43条が1項から4項までで、5項の電磁的提出を認めるというところが準用されていないので、現行の普通の意匠の出願に関してもCD-ROM等による提出が認められない状況です。私の事務所では海外からの出願、優先権を主張した出願が結構多いこともありまして、最近、特許の方でそういったことが認められるようになったせいか、優先権証明書を割とCD-ROMで突然送りつけてこられることが多くな

っています。特にアメリカですとか、1つの出願に幾つもの態様を含められるようなところになりますと、最近も1件あったのですが、優先権証明書自体が100ページを超えてしまっている場合があります、その際には特許庁の審査基準の御担当の方にも御協力いただいたのですが、最初はUSPTOの方が優先権証明書を紙で出さないというふうになんと突っぱねられてしまっていたということもあり、解決に苦労した事案がありました。

ハーグに入りますと、こういった事案が増えるのかなという心配がありまして、DASシステムの導入と、あと今申し上げました43条の5項の手当てをできるだけ前向きに御検討いただければなと思っております。論点17については以上です。

最後の質問といたしますか、こちらは確認なのですが、論点25について、こちらも過去何度も御説明はいただいているところですので、念のため確認ということなのですが、ジュネーブ改正協定の方では拒絶通報は1回しか出せないといいますが、そこに全ての拒絶理由を書かなければいけないということになっていて、待ち通知の対応等どうするかというお話はずっと議論させていただいたかと思うんですが、結局のところ②、③というところで待ち通知を出し、これが拒絶通報のような形になって、日本の特許庁としては、その後粛々と国内法の19条の規定に基づいて、通常どおりの審査に乗せて、拒絶理由等を出していく流れになったということによろしいですね。そこは理解が正しいかどうか、念のために確認させてください。

○伊藤意匠制度企画室長 御理解のとおりでございます。待ち通知というものを含めた形で、拒絶の通報をしていくということでございます。

○林（美）委員 分かりました。ありがとうございます。

以上です。

○茶園座長 ほかに何かございますでしょうか。

○伊藤委員 トヨタ自動車の伊藤です。論点6についてですけれども、国際出願の公知意匠については時分までは考えないという点ですが、これですと冒認出願が結構増えるのではないかという懸念があるのですが、この点については何かお考えでしょうか。例えば、朝、公知になった意匠を見て、第三者が勝手に出願してしまう。そういう懸念があると思いますが、この点いかがでしょうか。

○伊藤意匠制度企画室長 回答いたします。実際に冒認の出願があるという事例を今我々としてはまだ聞いたことがないというのが正直なところでありますが、国際登録制度自体の趣旨というかメリットを考えますと、世界中のいろいろなところから、WIPOをハブ

にして国際登録することができるという制度のメリットが一番大きかろうと思っております。その際に、どうしても国際出願のタイミングというのが、日で特定せねばならないというところが今この協定の状況でございますので、その協定自体のメリットというものを最大限に活用していただくというのが先にあるのかなと思っております。その場合につきましては、まず国際出願等するタイミングにおきまして、必要なところをきちんと指定した上で出願していただくというのが原則になろうかと思っております。ちょっと言い方はあれですけれども、自らの身を自ら守っていただくという意味におきまして、まず出願した上で公開するところを守っていただくところを、我々の方でも制度の説明会などで留意点として周知していくような対応することが、まず一番かなと考えております。

○伊藤委員 ありがとうございます。

あともう1点、論点23ですけれども、これによれば関連意匠の出願が、日本の公報が出るまでは可能だということかと思っておりますが、期間的には今よりも大分延びるということで、どれぐらいの期間を想定されているのかというのは何かありますでしょうか。

○伊藤意匠制度企画室長 確認なのですが、日本での関連意匠をお出しいただける期間というのは、国内法の関係では意匠公報が出るまでですので、例えば平均的には1年ぐらいのタイミングになります。他方、論点23に書きましたのは、影響としては、国際公表されてしまうと新規性を失うということがございますので、国際出願を使う場合ですけれども、国際公表の延期制度というのがございまして、原則は国際出願、国際登録のタイミングから6カ月後から、全ての国際登録された意匠は公開されます。その公開をもって初めて我が国の出願という形になるのですけれども、その国際登録段階での公表の延期という制度を使っておいただくことによって、公表されるまで、新規性を失うまでの間、その期間であれば関連意匠を後出しすることができるという副次的な効果が生まれてまいります。この期間は国によって変わりますが、我が国の場合は、30カ月というものを予定しております。

○伊藤委員 ありがとうございます。

○茶園座長 ほかに何かございますでしょうか。

○永田委員 情報サービス産業協会・永田です。

論点の16、補正の要旨変更の話です。先ほどの論点5の図面が足りない場合という話と絡むのですが、具体的な審査の扱いを確認させてください。例えば必要な図面が足りないというケースの場合は、恐らく補正指令がかかるかと理解していますが、その補正指令がか

かったとして、図面を追加提出するというのが、この要旨変更にあたる、当たらないというのは一概に言えないかもしれませんが、一般的には要旨変更は妥当かなと理解しています。その場合はこの瑕疵を是正する機会、手段があるのかというのを一つ確認させてください。

○木本意匠審査基準室長 御指摘のような状況が生じることは私どもも考えておまして、引き続き検討の対象にしているところでございます。本質的には、今の判断基準と余り変えないようにしようとは思っております。ただ、パリ条約の優先権主張の同一性の判断基準、他方、国際登録の日まで出願日がさかのぼること、あるいは一つの手続においてたくさんの国での権利が取れるという国際出願、出願人のユーザーメリットも考慮しまして引き続き検討し、何らかの具体的な事例等も伴って、またQ&Aで発表させていただきたいと思っております。

○伊藤意匠制度企画室長 1点追加させてください。先ほど永田委員の御発言の中で、図面が足りない場合に、方式補正指令が出されると理解されているという御発言があったのですが、こちらについては、形式要件で、指定された国が拒絶等の手続をすることができないというのがこの国際出願の制度になりますので、指定を受けた指定国の官庁におきましては、あくまでも実体的な要件の判断として、具体的でない意匠と判断される場合に、拒絶の通報を行うという運用をいたします。

例えば図面が2つしかなかった場合に、その意匠の全体像が見えないというのがその例になりますが、その場合は具体的でないとして、拒絶するというのが基本になります。他方、当初3個しか図がなかった場合に、その3個の図の中には実は全ての形があらわれている。実体的にあらわれている場合がございますので、その場合に中身をきちんと適切な内容の形に改めていただくという補正は、当初から分かる範囲のもので、それを要旨の変更と判断することは現行も行っておりませんので、その現行の判断をそのまま適用していくというのが基本の考え方になります。

○茶園座長 ほかに何かございますでしょうか。

ありがとうございました。

では、論点5以降の論点について御確認いただいたということで、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、資料4で整理されました対応方針に沿いまして、特許庁において、審査基準の改訂に向けた具体的作業を進めていただくことといたします。

続きまして、今回の検討の基礎的な部分となっております、先ほど論点5以下よりも先に御了解いただきました論点1から論点4までの論点につきまして、事務局から、改訂意匠審査基準（案）が提示されておりますので、そちらの検討に移りたいと思います。事務局から資料の説明をお願いいたします。

○木本意匠審査基準室長 それでは、お手元の資料5について説明いたします。

論点1の検討において御確認いただいたように、今回の検討の対象であるジュネーブ改正協定対応項目につきましては、第11部の国際意匠登録出願として位置づけたいと思っております。各章の構成については、既存の意匠審査基準と同じ考え方を採用しております。項目表記の後に、関連条文を提示し、続けて規定の内容やその扱いについて説明するものとしております。

まず、第1章でございますが、意匠登録出願とみなされる国際出願についてです。関連条文は、意匠法第6条、第60条の6、意匠法施行規則第2条、第3条、第4条、そして第5条となっております。

111.1、この番号のつけ方も、既存の審査基準を踏襲しておりますが、国際意匠登録出願を定める、意匠法第60条の6の規定の解説となっております。この前段においては、我が国を指定締約国とした国際出願であって、国際公表がされたものを国際意匠登録出願として、国際登録の日に、国際登録の対象である意匠ごとに、我が国に出願された意匠登録出願とみなすことを説明しており、後段においては、国際登録簿に記載された事項に関して、意匠法第6条1項に規定する願書の記載事項及び図面の記載事項とみなす旨を説明し、まずは審査の対象となる国際意匠登録出願を明確に説明するものとしております。

次に、111.2においては、この意匠登録出願についての審査でございますが、我が国の法令の規定に基づいて行われることを確認的に記載しております。

それでは、3ページ目に移ります。第2章におきましては、通常の意味匠審査の最初に行います、国際意匠登録出願における意匠の認定の方法を説明しております。

112.1では、国際登録簿に記載された事項と意匠登録出願の願書又は図面に記載すべき事項との対応関係を明確にしています。具体的には、論点3の項目で御確認いただいた内容を、そのまま沿った形で書き起こしております。すなわち、表1には意匠に係る物品、意匠登録出願人、意匠を創作した者、表2には意匠の説明、本意匠の表示、「意匠第4条第2項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願」の記載、そしてパリ条約による優先権等の記載、最後に、表3には意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面、という審査

の当初に認定すべき対象と国際意匠登録出願の記載事項との対応関係を明らかにしております。

そして、112.2 では、その認定は、国内の意匠登録出願に係る意匠の認定の基準を適用して行うということを説明しており、英語についての解説を最後に加えさせていただいております。

以上でございます。

○茶園座長 ありがとうございます。

それでは資料5につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、この第11部第1章、第2章の審査基準(案)につきましては、ただいまの資料5で提示されたものを採用することといたします。

それでは、今回御了承いただきました対応方針のとおり、引き続き改訂審査基準案の検討を進めていこうと思っておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは最後に、今後のスケジュール等につきまして事務局からお願いいたします。

○木本意匠審査基準室長 本日は長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。

具体的な改訂意匠審査基準(案)につきまして、次回、御提示申し上げたいと存じます。皆様よろしくお願いいたします。次回、第2回は10月27日の月曜日となります。午後3時から特許庁16階特別会議室で行います。

事務局からは以上でございます。

○茶園座長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして第1回意匠審査基準ワーキンググループを閉会といたします。本日は長時間、御審議いただきましてどうもありがとうございました。

閉 会